

会計・監査ニュースフラッシュ

金融庁、有価証券報告書における記述情報の充実等を求める「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布

金融庁は2019年1月31日、2018年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「DWG報告」という）の提言を踏まえ、有価証券報告書等の記載事項を改正する、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を公布するとともに、改正案に対するパブリックコメントの結果を公表した。

ポイント

【主な改正内容】

- 財務情報及び記述情報の充実として、MD&Aやリスク情報について、経営者の認識の記載が求められる
- 建設的な対話の促進に向けた情報の提供として、役員報酬及び政策保有株式の開示の拡大が求められる
- 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組として、監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示が求められる

【適用時期等】

- 「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」等については2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用
- 「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」以外は2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用（2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用可）

I. 本改正の内容

2018年6月に公表されたDWG報告における、「財務情報及び記述情報の充実」、「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」、「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」に向けて、適切な制度整備を行うべきとの提言を踏まえ、有価証券報告書等の記載事項について改正を行うものである。

以下、主要な改正事項を説明する。

なお、パブリックコメントを受けて、MD&Aに関する事項、役員報酬の開示に関する事項及び政策保有株式に関する事項等について、改正案から一部追加又は修正が行われている。

II. 財務情報及び記述情報の充実

投資家が経営者の視点から企業を理解できるように、今回の改正では「第2 事業の状況」について主に以下の記載の充実がなされている。

【1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた上で、事業の内容と関連付けて記載（第二号様式記載上の注意(30)a等）

【2 事業等のリスク】

- 経営者が経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を具体的に記載（第二号様式記載上の注意(31)a等）

【3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識を記載（第二号様式記載上の注意(32)a(g)等）

財務情報及び記述情報の充実に係るDWG報告の基本的な考え方

記述情報は、企業の財務状況とその変化、事業の結果を理解するために必要な情報であり、①投資家が経営者の視点から企業を理解するための情報を提供し、②財務情報全体を分析するための文脈を提供するとともに、③企業収益やキャッシュ・フローの性質やそれらを生み出す基盤についての情報提供を通じ将来の業績の確度を判断する上で重要とされているため、投資判断に必要と考えられる記述情報が、有価証券報告書において、適切に開示されることが重要である。

こうした記述情報の充実を通じ、企業に対する投資家の理解が深まることで、中長期的な企業価値向上に向けた投資家と企業との対話がより実効的なものとなっていくことが期待されるとしている。

III. 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

1. 役員報酬に係る情報

役員報酬に係る開示については、DWG報告において、わかりづらさや説明の不十分さが指摘されていたことから、今回の改正では「第4 提出会社の状況」「4 コーポレートガバナンスの状況等」「(4) 役員の報酬等」について以下の開示の充実がなされている。

- 報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等）、プログラムに基づく報酬実績等の記載（第二号様式記載上の注意(57)a～(57)c等）

2. 政策保有株式

政策保有株式に関する情報は、投資判断と対話の双方において重要であり、かつ、経営者の資本効率に対する認識に係る投資家の関心が高まっていることを踏まえ、今回の改正では、「第4 提出会社の状況」「4 コーポレートガバナンスの状況等」「(5) 株式の保有状況」において、以下の開示が追加されている。

- 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等についての記載（第二号様式記載上の注意(58)a、(58)b等）
- 個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄へ拡大（第二号様式記載上の注意(58)d等）

建設的な対話の促進に向けた情報の提供に係るDWG報告の基本的な考え方

政策保有株式に関する情報は、投資判断と対話の双方において重要であり、政策保有株式の開示に対する指摘や、コーポレートガバナンス改革の進展に伴い、経営者の資本効率に対する認識に係る投資家の関心が高まっていることを踏まえ、開示の充実を図るべきである。

IV.情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

1. 会計監査に関する情報

投資判断の基礎となる財務情報等の信頼性確保の観点から、「第4 提出会社の状況」「4 コーポレートガバナンスの状況等」「(3) 監査の状況」において、会計監査に関する以下の項目の開示が必要となる。

- 監査人の継続監査期間（第二号様式記載上の注意(56)d(a) ii 等）
- 監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額（第二号様式記載上の注意(56)d(f) ii 等）

2. 監査役会等の活動状況

上記の会計監査に関する情報に併せて、「第4 提出会社の状況」「4 コーポレートガバナンスの状況等」「(3) 監査の状況」において、有価証券報告書に監査役会等の活動の実効性の判断のために必要とされる監査役会等の活動状況（監査役会等の開催頻度・主な検討事項、個々の監査役等の出席状況、常勤監査役の活動等）の開示も必要となる（第二号様式記載上の注意(56)a(b)等）。

情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組に係るDWG報告の基本的な考え方

会計監査に関する情報は、株主による監査人の選解任の判断のみならず、投資判断の基礎となる財務情報等の信頼性確保の観点からも重要であり、投資家に対して十分かつ分かりやすく提供される必要があると考えられるとしている。

また、会計監査に関する情報について、会計監査に関する情報の充実に向け、企業が適正な監査の確保に向けて監査人とのような取組みを行っているかに加え、米英において開示が求められている内容（監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等）について、開示されるべきであるとしている。

V. その他の改正

1. 本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合における、主要事項に関する本邦通貨換算金額の併記

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記することとされている（第二号様式記載上の注意(1)c等）。IFRSによれば、財務諸表をどの通貨で表示することもできる（IAS第21号第38項）とされているが、今般の改正案により、指定国際会計基準（IFRS）により連結財務諸表を作成した場合にそれが容認されることが明確化されている。

また、当該定めにより本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記する必要があるとしている（第二号様式記載上の注意(1)d等）。

2. 配当総利回りの推移の記載等

「第1 企業の概況」「1 主要な経営指標等の推移」において、最近5年間の株主総利回りの推移について、提出会社が選択する株価指標における最近5年間の総利回りと比較して記載することとされている（第二号様式記載上の注意(25)f等）。

VI. 適用時期等

改正後の規定は公布の日から施行する。

なお、改正後の規定は、以下の通り適用となる。

- ① 「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」欄に記載の項目等については、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用
- ② 「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」欄に記載の項目等以外の項目については2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用
なお、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用も可。

【参考情報】 主要な追加・変更項目

主要な追加・変更項目	記載上の注意	適用時期
一般事項		
指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記	第二号様式 (1)c 第三号様式 (1)b	①
換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記	第二号様式 (1)d 第三号様式 (1)c	①
第1 企業の状況		
1. 主要な経営指標等の推移		
最近5年間の株主総利回りの推移について、提出会社が選択する株価指数における最近5年間の総利回りと比較しての記載	第二号様式 (25)f 第三号様式 (5)a	①
第2 事業の状況		
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等		
経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めて記載	第二号様式 (30)a 第三号様式 (10)	②
2. 事業等のリスク		
事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明の記載	第二号様式 (31)a 第三号様式 (11)	②
重要事象等が存在する場合には、分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を含めて記載	第二号様式 (31)b 第三号様式 (11)	②
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析		
キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容、資本の財源及び資金の流動性に係る情報について、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識等を記載	第二号様式 (32)a(f) 第三号様式 (12)	②
会計上の見積りや見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等、経理の状況に記載した会計方針を補足する情報を記載	第二号様式 (32)a(g) 第三号様式 (12)	②

第4 提出会社の状況		
4. コーポレート・ガバナンスの状況等		
(1) コーポレートガバナンスの概要		
提出会社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を記載したうえで、提出会社の企業統治の体制の概要について設置する機関の名称、目的、権限、構成員の氏名及び当該企業統治の体制を採用する理由を含めて記載	第二号様式 (54)a 第三号様式 (35)	①
(会社が定めている場合)会社法施行規則第118条第3項に掲げる事項(株式会社の支配に関する基本方針)を記載	第二号様式 (54)c 第三号様式 (35)	②
(3) 監査の状況		
監査役及び監査役会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載	第二号様式 (56)a(b) 第三号様式 (37)	②
会計監査に関する開示内容について以下を追加記載	第二号様式	
■ 監査法人の継続監査期間	(56)d(a) ii	②
■ 監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由	(56)d(c)	①
■ 監査役会等が監査人の評価を行った場合には、その旨及びその内容	(56)d(e)	①
■ 監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額	(56)d(f) ii	①※
■ 監査役会等による監査報酬等決定の同意理由	(56)d(f) v 第三号様式 (37)	①
(4) 役員の報酬等		
役員の報酬等について以下を追加記載	第二号様式 (57)a	
■ 提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針の内容(方針を定めていない場合はその旨)		
■ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針の内容		
■ 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法		
■ (指名委員会等設置会社以外)提出会社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容(株主総会の決議がないときは、提出会社の役員の報酬等について定款に定めている事項の内容)		①
■ 提出会社の役員の報酬等について、役員区分ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別(例えば、固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金等の区分をいう。)の総額及び対象となる役員の員数	(57)b	
■ 業績連動報酬に係る指標の目標及び実績		

<ul style="list-style-type: none"> ■ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限者、その権限の内容及び裁量の範囲 ■ 報酬委員会が存在する場合には、その手続の概要 ■ 取締役会(指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会)及び委員会等の活動内容 	(57)c 第三号様式 (38)	
(5) 株式の保有状況		
純投資と政策投資の区分の基準や考え方の説明を追加記載	第二号様式 (58)a 第三号様式 (39)	①
政策投資について、以下を追加記載 <ul style="list-style-type: none"> ■ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容 ■ 最近事業年度に株式数が増加した銘柄について、銘柄数、増加にかかる取得価額の合計、増加の理由 ■ 最近事業年度に株式数が減少した銘柄について、銘柄数、減少にかかる売却価額の合計 ■ 個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄へ拡大 ■ 個別開示の対象となる銘柄における開示内容の拡大として、以下を追加記載 <ul style="list-style-type: none"> — 経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果 — 株式数の増加理由 ■ 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無 	第二号様式 (58)b (58)c(b) (58)d (58)d(e) (58)d(f) (58)d(g) 第三号様式 (39)	①
純投資について、上場株式と非上場株式の銘柄数を記載	第二号様式 (58)e(a) 第三号様式 (39)	①

適用時期

- ①: 2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用
 - ②: 2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用
(2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用可)
- ※2020年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書からの適用可

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.